

処 分 の 概 要	農業経営改善計画の認定の取消し
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	農業経営基盤強化促進法 第12条の2第2項
法令(例規)番号	昭和55年法律第65号
所 管 部 署 名	経済部 農政グループ 農務担当
処分基準の内容	<p>(農業経営改善計画の変更等) 第12条の2 2 同意市町村は、前条第1項の認定に係る農業経営改善計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)が同条第4項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同条第3項に規定する者(第13条の3において「関連事業者等」という。)が認定計画に従つてその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p>
	処分基準の未設定理由 ア: 処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ: 処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	種馬鈴しょ生産者の登録の取消し
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例 第10条
法令(例規)番号	昭和27年条例第67号
所 管 部 署 名	経済部 農政グループ 農務担当
処分基準の内容	<p>(取消し等の処分) 第10条 登録生産者又は登録販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、その登録を取り消すことができる。 (1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく知事の命令に違反したとき。 (2) 種馬鈴しょに関し、植物防疫法第13条第4項の規定に違反したとき。</p> <p>【植物防疫法】 (種苗の検査) 第13条 4 指定種苗は、前項の合格証明書又は植物防疫官の発行するその謄本若しくは抄本を添付してあるものでなければ、譲渡し、譲渡を委託し、又は当該検査を受けた栽培地の属する都道府県の区域外に移出してはならない。</p>
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	農用地区域内における開発行為の中止、復旧行為の命令
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	農業振興地域の整備に関する法律 第15条の3
法令(例規)番号	昭和44年法律第58号
所 管 部 署 名	経済部 農政グループ 計画担当
処分基準の内容	<p>処分について次の各事項を検討し、これに該当する場合は監督処分の対象とする。</p> <p>(監督処分)</p> <p>第15条の3 都道府県知事は、開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、前条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した同条第5項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。</p> <p>第1 当該開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること。</p> <p>第2 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあること。</p> <p>第3 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。</p> <p>第4 農業振興地域制度に関するガイドライン(平成12年4月1日付け12農改C第261号)</p>
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>みらい農業センター使用料の徴収</p>																			
<p>法令(例規)名及び 根 拠 条 項</p>	<p>美幌みらい農業センター条例 第9条第1項</p>																			
<p>法令(例規)番号</p>	<p>平成21年美幌町条例第47号</p>																			
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>経済部 農政グループ みらい農業センター担当</p>																			
<p>処分基準の内容</p>	<p>(使用料) 第9条 第7条第1項の規定による使用の許可を受けた使用者は、別表で定める使用料を納入しなければならない。 2 前項の使用料は、その使用の許可を受けたときに納入しなければならない。</p> <p>別表(第9条関係) 使用料 1 宿泊室使用料</p> <table border="1" data-bbox="448 954 1426 1182"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>認定研修生等</th> <th>交流体験者</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>1人につき月額 23,000円</td> <td>1人につき日額 2,400円</td> <td rowspan="2">※特別室の使用料は、50パーセント増とする。</td> </tr> <tr> <td>小中学生</td> <td>—</td> <td>1人につき日額 1,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 認定研修生等とは、北海道における青年等の就農促進に関する方針(平成7年9月1日北海道公表)に基づき就農計画の認定を受けた者(実践的農業研修生、農業体験実習生)及び認定申請中の者並びに認定申請に向けての研修を目指す者等で町長が認めた者(農業体験聴講生)をいう。 2 交流体験者とは、認定研修生等以外で交流体験をしようとする者をいう。 3 認定研修生等において、月の途中で宿泊を開始又は終了する場合は、月額を30で除して得た額(円未満は切り捨てる。)に宿泊日数を乗じて得た額を月額使用料とする。 4 交流体験者においての使用は、午後4時から翌日午前10時までとする。 5 暖房実施期間中の交流体験者の使用料は、1人につき1泊300円増とする。 6 食事は提供しないものとする。</p> <p>2 市民農園使用料</p> <table border="1" data-bbox="448 1630 951 1720"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民農園</td> <td>1平方メートルにつき</td> <td>30円</td> </tr> </tbody> </table> <p>処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>			区分	認定研修生等	交流体験者	摘要	大人	1人につき月額 23,000円	1人につき日額 2,400円	※特別室の使用料は、50パーセント増とする。	小中学生	—	1人につき日額 1,200円	区分	単位	金額	市民農園	1平方メートルにつき	30円
区分	認定研修生等	交流体験者	摘要																	
大人	1人につき月額 23,000円	1人につき日額 2,400円	※特別室の使用料は、50パーセント増とする。																	
小中学生	—	1人につき日額 1,200円																		
区分	単位	金額																		
市民農園	1平方メートルにつき	30円																		
<p>備 考</p>	<p></p>																			

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	みらい農業センター使用許可の取消し等
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌みらい農業センター条例 第12条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第47号
所 管 部 署 名	経済部 農政グループ みらい農業センター担当
処 分 基 準 の 内 容	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても、町長はその賠償の責を負わない。</p> <p>(1) 使用者が、使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3) 公益上又は農業センターの管理上やむを得ない事由が生じたとき。</p> <p>(4) 使用者が、第8条各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>第8条各号とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になるとき。</p> <p>(3) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 営利を目的として使用するとき。</p> <p>(5) その他農業センターの管理上支障があるとき。</p> <p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	